

特集

令和4年4月から利用方法が変わります
社会教育センター、スポーツ施設、学校体育施設開放

社会教育センターや豊山グラウンドなどの社会教育施設及び学校体育施設は、スポーツや芸術・文化活動の場として、多くの皆様からご利用いただいています。

新たな社会の変化に伴う利便性の向上と、利用団体の活性化を支援するため、「1 利用者の範囲」と「2 予約受付期間」を変更します。



1 利用者の範囲

これまで、スポーツ施設、学校体育施設開放の利用者は、町内在住・在勤の方に限られていました。令和4年4月1日からは、下記の要件を満すことで、町外の方でも施設をご利用できます。

対象施設	責任者の要件	人数、その他の要件	団体登録
豊山グラウンド	町内在住・在勤の成人の責任者	団体登録時に町内在住・在勤者が10人以上	必要
伊勢山スポーツ広場 志水テニスコート		利用時に町内在住・在勤者が1人以上	不要
学校体育施設開放 (小・中学校)		<ul style="list-style-type: none"> 団体登録時に5人以上かつ町内在住・在勤者が半数以上 全員がスポーツ保険が同等以上の保険に加入 	必要

2 予約受付期間

対象施設

社会教育センター、豊山グラウンド、伊勢山スポーツ広場、志水テニスコート

利用日

令和5年4月1日以降を利用日とする予約受付から開始

利用する行事の規模、内容によって受付期間を区分します。

また、豊山町在住、在勤の割合の多い団体を「優先団体」とし、予約が取りやすくなります。(スポーツ施設の受付にあたっては、「1 利用者の範囲」が「優先団体」となります。)

優先団体は、月の初日*に予約を受付し、利用希望が重複する場合は抽選で決定します。

優先団体以外の団体や、抽選終了後の予約は先着順に受付します。

区分	受付開始	受付方法
1 ・全国・全県規模のイベント ・町以外の官公署主催の大会等	24月前の月の初日*から	窓口のみ 初日の重複は抽選
2 各種団体の大会等	優先団体： 12月前の月の初日*から 優先団体以外： 初日受付の翌日から	窓口のみ 初日のみ抽選 2日目以降は先着順
3 一般利用	優先団体： 6月前の月の初日*から 優先団体以外： 初日受付の翌日から	窓口、インターネット 初日のみ抽選 2日目以降は先着順

*初日受付は、社会教育センター休館日、土、日、祝日は行いません。